

滋賀型地域活動支援センター事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、滋賀型地域活動支援センター設置事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める要件を備え、知事が承認した滋賀型地域活動支援センター設置事業を実施する市町に対して、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、滋賀型地域活動支援センター（以下「センター」という。）の「運営費」および「管理費」とし、その内容は別表1の第1欄に定める額とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表1の第2欄に定める対象経費ごとに算定した補助基準額とセンターの利用者が居住する市町長が支出した経費を比較して、いずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内とする。

(申 請)

第4条 規則第3条に規定する申請書は、別記様式第1号により、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 この補助金の交付決定後、事業の変更等により追加交付申請等が必要となったときは、別記様式第2号により別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(交付等の決定)

第5条 知事は、補助金の交付申請または変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から30日以内に交付決定または変更交付決定を行うものとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、別記様式第3号により当該事業完了の日から1か月以内または翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第7条 規則第13条の規定による額の確定は、第6条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(書類の提出)

第8条 この要綱の規定により知事に提出する書類は、県健康医療福祉部障害福祉課へ提出するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、滋賀型地域活動支援センター事業費補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月20日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

別表 1 (要綱第 2 条、第 3 条関係)

経費区分	1 補助対象経費	2 補助基準額
運 営 費	1 職員俸給 2 賃金 3 職員諸手当 4 法定福利費 5 厚生経費 6 報償費 7 旅費 8 消耗品費 9 印刷製本費 10 光熱水費 11 役務費 12 借料損料 13 訓練指導費 14 日常生活諸費	各月初日在籍障害者 1 人当たり (月額) 74,000円×延人員数
管 理 費	1 固定資産物品費 2 備品費 3 修繕費 4 借上料 5 減価償却費	1 センター当たり (年額) 1,100,000円

1. センターの「管理費」について、運営月数が 12 ヶ月に満たない場合は、上記基準額を 12 で除して得た額に運営月数を乗じて得た額とする。ただし、運営日数が 1 か月に満たない月は運営月数に含めない (千円未満切捨)。

2. 「管理費」にかかる各市町ごとの負担額については、センター全体の延人員に占める当該市町からの利用者の延人員で按分するものとする (千円未満切捨)。なお、端数切捨により各市町の算定額の合計が上記基準額に満たない場合は、所在市町の算定額において調整するものとする。

第 _____ 号
平成 ____ 年 (____ 年) ____ 月 ____ 日

滋賀県知事

市町長 _____ 印

平成 ____ 年度 滋賀型地域活動支援センター事業費補助金交付申請書

平成 ____ 年度滋賀型地域活動支援センター事業について、「滋賀型地域活動支援センター事業費補助金交付要綱」に基づき関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 補助金申請額 _____ 金 _____ 円

(申請額内訳	運営費	円
		管理費	円

添付書類

- 1 滋賀型地域活動支援センター事業費所要額調書 (別紙1)
- 2 市町歳入歳出予算書抄本

別紙 1

滋賀型地域活動支援センター事業費所要額調書

1 運 営 費

地域活動支援センター名	地域活動支援センターにおける対象経費の支出予定額 (A)	算定基準による算定額			市町支出 予 定 額 (C)	県費補助基本額 ((B)と(C)を比較して少ない方の額) (D)	県費補助申請額 ((D)×1/2) (E)
		延人員	単価	金額 (B)			
	円	人	円	円	円	円	円
小 計							

- (注) 1 (A) 欄は、当該地域活動支援センター全体の支出予定額を記入し、それ以外の欄については、当該市町入所者分について記入する。
 2 (C) 欄には、県費補助申請額を含む額を記入する。
 3 「算定額」の算定の結果、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 管 理 費

地域活動支援センター名	地域活動支援センターにおける対象経費の支出予定額 (A)	算定基準による算定額				市町支出 予 定 額 (C)	県費補助基本額 ((B)と(C)を比較して少ない方の額) (D)	県費補助申請額 ((D)×1/2) (E)
		全延人員 (a)	市町延人員 (b)	運営月数 (c)	算定額 (B) 1,100千円×c/12×(b/a)			
	円	人	人	月	円	円	円	円
小 計								

- (注) 1 (B) 欄は、年額1,100,000円を基準とするが、運営月数が12ヶ月に満たない場合は、基準額を12で除して得た額に運営月数（1ヶ月未満切り捨て）を乗じて得た額を基準とし、摘要欄に運営期間を記入する。（1,000円未満切り捨て）
 2 (C) 欄には、県費補助申請額を含む額を記入する。
 3 (a) 欄は他市町からの利用者を含む当該地域活動支援センター全体の延人員を記入し (b) 欄は当該市町の利用者の延人員を記入する。
 4 「算定額」の算定の結果、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、端数切捨の結果、各市町の算定額の合計が1,100,000円（運営月数が12か月に満たない場合は、基準額を12で除して得た額に運営月数（1か月未満切り捨て）を乗じて得た額）に満たない場合は、所在市町の算定額において調整するものとする。

3 入所者の状況

地域活動支援センター名	利用者の氏名	住 所	年齢	障害種別	手帳の 番号	障害 程度	判定の 有無	利用区分	利用予定期間
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～

- (注) 1 「障害種別」は、身：身体障害者、知：知的障害者、精：精神障害者、他：その他とし、該当する部分を○で囲むこと。
- 2 「手帳の番号」は、各人の障害に応じ、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の番号を記入すること。
- 3 「判定の有無」は、身障、療育、または精神保健福祉手帳を所持していない者について、専門医の診断書、支援に携わる者（機関）等を構成員とした個別調整会議等の意見の有無について記入すること。
- 4 「利用区分」は、上記1～3を踏まえ、「難病」「薬物依存」「社会的引きこもり」「その他」のいずれかを記入すること。

第 号
平成 年(年) 月 日

滋賀県知事

市町長 印

平成 年度 滋賀型地域活動支援センター事業費補助金 **変更交付申請書**

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助事業について、補助金額に変更を生じたので関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 変更申請額 金 円

(変更申請額内訳 運営費 円)
管理費 円)

添付書類

- 1 滋賀型地域活動支援センター事業費所要額調書(変更分) (別紙2)
- 2 市町歳入歳出予算書抄本

別紙2

滋賀型地域活動支援センター事業費所要額調書（変更分）

1 運営費

地域活動支援センター名	地域活動支援センターにおける対象経費の支出予定額 (A)	算定基準による算定額			市町支出 予 定 額 (C)	県費補助基本額 ((B)と(C)を比較して少ない方の額) (D)	県費補助申請額 (D)×1/2 (E)	既交付決定額 (F)	追加交付申請額 (E)-(F) (G)
		延人員	単価	金額 (B)					
	円	人	円	円	円	円	円	円	
小 計									

- (注) 1 (A) 欄は、当該地域活動支援センター全体の支出予定額を記入し、それ以外の欄については、当該市町入所者分について記入する。
 2 (C) 欄には、県費補助申請額を含む額を記入する。
 3 「算定額」の算定の結果、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 管理費

地域活動支援センター名	地域活動支援センターにおける対象経費の支出予定額 (A)	算定基準による算定額				市町支出 予 定 額 (C)	県費補助基本額 ((B)と(C)を比較して少ない方の額) (D)	県費補助申請額 (D)×1/2 (E)	既交付決定額 (F)	追加交付申請額 (E)-(F) (G)
		全延人員(a)	市町延人員(b)	運営月数(c)	算定額(B) $1,100 \text{千円} \times c / 12 \times (b/a)$					
	円	人	人	月	円	円	円	円	円	
小 計										

- (注) 1 (B) 欄は、年額1,100,000円を基準とするが、運営月数が12ヶ月に満たない場合は、基準額を12で除して得た額に運営月数（1ヶ月未満切り捨て）を乗じて得た額を基準とし、摘要欄に運営期間を記入する。（1,000円未満切り捨て）
 2 (C) 欄には、県費補助申請額を含む額を記入する。
 3 (a) 欄は他市町からの利用者を含む当該地域活動支援センター全体の延人員を記入し (b) 欄は当該市町の利用者の延人員を記入する。
 4 「算定額」の算定の結果、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、端数切捨の結果、各市町の算定額の合計が1,100,000円（運営月数が12か月に満たない場合は、基準額を12で除して得た額に運営月数（1か月未満切り捨て）を乗じて得た額）に満たない場合は、所在市町の算定額において調整するものとする。

3 入所者の状況

地域活動支援センター名	利用者の氏名	住 所	年齢	障害種別	手帳の 番号	障害 程度	判定の 有無	利用区分	利用予定期間
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～

- (注) 1 「障害種別」は、身：身体障害者、知：知的障害者、精：精神障害者、他：その他とし、該当する部分を○で囲むこと。
- 2 「手帳の番号」は、各人の障害に応じ、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の番号を記入すること。
- 3 「判定の有無」は、身障、療育、または精神保健福祉手帳を所持していない者について、専門医の診断書、支援に携わる者（機関）等を構成員とした個別調整会議等の意見の有無について記入すること。
- 4 「利用区分」は、上記1～3を踏まえ、「難病」「薬物依存」「社会的引きこもり」「その他」のいずれかを記入すること。

第 号
平成 年(年) 月 日

滋賀県知事

市町長 印

平成 年度 滋賀型地域活動支援センター事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助事業について、「滋賀型地域活動支援センター事業費補助金交付要綱」に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 精算補助額 金 円

〔	精算額内訳	運営費	円
		管理費	円
〕			

添付書類

- 1 滋賀型地域活動支援センター事業費精算額調書（別紙3）
- 2 市町歳入歳出決算書抄本

別紙3

滋賀型地域活動支援センター事業費精算書

1 運営費

地域活動支援センター名	地域活動支援センターにおける対象経費の支出済額 (A)	算定基準による算定額			市町支出済額 (C)	県費補助基本額 (B)と(C)を比較して少ない方の1/2の額 (D)	県補助金交付決定額 (E)	県費補助所要額 (D)と(E)を比較して少ない方の額 (F)	概算受入済額 (G)	差引過不足額 (F)-(G) (H)
		延人員	単価	金額 (B)						
	円	人	円	円	円	円	円	円	円	円
小計										

- (注) 1 (A) 欄は、当該地域活動支援センター全体の支出予定額を記入し、それ以外の欄については、当該市町入所者分について記入する。
 2 (C) 欄には、県費補助申請額を含む額を記入する。
 3 「算定額」の算定の結果、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 管理費

地域活動支援センター名	地域活動支援センターにおける対象経費の支出済額 (A)	算定基準による算定額				市町支出済額 (C)	県費補助基本額 (B)と(C)を比較して少ない方の1/2の額 (D)	県補助金交付決定額 (E)	県費補助所要額 (D)と(E)を比較して少ない方の額 (F)	概算受入済額 (G)	差引過不足額 (F)-(G) (H)
		全延人員 (a)	市町延人員 (b)	運営月数 (c)	算定額 (B) $1,100千円 \times c / 12 \times (b/a)$						
	円	人	人	月	円	円	円	円	円	円	円
小計											

- (注) 1 (B) 欄は、年額1,100,000円を基準とするが、運営月数が12ヶ月に満たない場合は、基準額を12で除して得た額に運営月数（1ヶ月未満切り捨て）を乗じて得た額を基準とし、摘要欄に運営期間を記入する。（1,000円未満切り捨て）
 2 (C) 欄には、県費補助申請額を含む額を記入する。
 3 (a) 欄は他市町からの利用者を含む当該地域活動支援センター全体の延人員を記入し (b) 欄は当該市町の利用者の延人員を記入する。
 4 「算定額」の算定の結果、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、端数切捨の結果、各市町の算定額の合計が1,100,000円（運営月数が12か月に満たない場合は、基準額を12で除して得た額に運営月数（1か月未満切り捨て）を乗じて得た額）に満たない場合は、所在市町の算定額において調整するものとする。

3 入所者の状況

地域活動支援センター名	利用者の氏名	住 所	年齢	障害種別	手帳の 番号	障害 程度	判定の 有無	利用区分	利用予定期間
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～

- (注) 1 「障害種別」は、身：身体障害者、知：知的障害者、精：精神障害者、他：その他とし、該当する部分を○で囲むこと。
 2 「手帳の番号」は、各人の障害に応じ、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の番号を記入すること。
 3 「判定の有無」は、身障、療育、または精神保健福祉手帳を所持していない者について、専門医の診断書、支援に携わる者（機関）等を構成員とした個別調整会議等の意見の有無について記入すること。
 4 「利用区分」は、上記1～3を踏まえ、「難病」「薬物依存」「社会的引きこもり」「その他」のいずれかを記入すること。

滋賀型地域活動支援センター設置事業実施要綱

(設置の目的)

第1条 滋賀型地域活動支援センター（以下「センター」という。）は、難病や薬物依存症等であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づくサービスの対象とならない障害者に対して日中活動の場を提供し、地域における障害者の社会的な自立と福祉の向上を図ることを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 センターは、当該センターの利用者（以下「利用者」という。）が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供および社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
- 2 センターは、利用者の意思および人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
 - 3 センターは、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。
 - 4 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置および運営主体)

第3条 センターの設置および運営主体は、市町、社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人または知事が適当と認めた法人とする。

(利用者)

第4条 センターの利用者は、次に掲げる者であって、原則として当該市町に居住地を有し、市町長が、障害者総合支援法に基づくサービスの利用が困難であるため、当該センターを利用することを適当と認めた者とする。ただし、他の市町に居住地を有するであっても、居住地を管轄する市町長がセンターの利用を適当と認めた場合は利用できるものとする。

- 1 厚生労働省の難治性疾患克服研究事業の対象となる特定疾患およびこれに準ずると認められる稀少疾患に罹患している者
- 2 薬物依存症として診断を受けた者およびその回復に向けた治療等が必要と認め

られる者

- 3 さまざまな要因により就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態（ひきこもり状態）にあり、精神保健福祉分野での支援が必要と認められる者
 - 4 その他センターの利用が適当と判断される障害者
- 2 市町長が前項に掲げる者のセンターの利用を判断するにあたっては、専門医による診断や支援に携わる者（機関）等を構成員とした個別調整会議を開催して意見を求めるなど、当該対象者の状況やニーズを十分に把握したうえで利用の可否を決定するものとする。
- 3 センターの利用者は、原則月 16 日以上通所可能な者とする。ただし、障害や疾病の状況から、継続した通所はできないが、職員が、休業中の利用者に対して支援を行うことにより、断続的な利用が見込まれる者については、通所日数が 16 日未満であっても利用対象とする。

（運営規程）

第 5 条 センターは、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 1 施設の目的および運営の方針
- 2 職員の職種、員数および職務の内容
- 3 利用定員
- 4 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類およびその額
- 5 施設の利用に当たっての留意事項
- 6 非常災害対策
- 7 虐待の防止のための措置に関する事項
- 8 その他運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第 6 条 センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第 7 条 センターは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、

内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第8条 センターは、職員、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

1 前条に規定するサービスの提供の記録

(1) 事業に関する項目

①利用者処遇に関するもの(フェイスシート、個別支援計画、ケース記録)

②作業内容に関するもの(作業日報、賃金支給台帳等)

(2) 内容に関する項目

利用できる時間、送迎の実施、利用定員、職員数、利用できる地域、利用者の障害種別・等級別人数、建物構造と面積、センターの特色

(3) 利用料に関する項目

食事に要する費用、日常生活費の額

(4) 事業報告書等

事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、役員名簿

2 第18条第2項に規定する苦情の内容等の記録

3 第19条第2項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第9条 センターは、5人以上20人未満の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第10条 センターは、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該センターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

1 創作的活動または生産活動の機会の提供および社会との交流の促進等ができる場所

2 便所

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

1 創作的活動または生産活動の機会の提供および社会との交流の促進等ができる

場所必要な設備および備品等を備えること。

2 便所利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置の基準)

第11条 センターに置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。

1 施設長 1

2 指導員 2以上

2 施設長は、センターの管理上支障がない場合は、当該センターの他の職務に従事し、または他の施設等の職務に従事することができるものとする。

3 施設長は、障害者および障害児の福祉の増進に熱意を有し、センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第12条 センターが利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途および額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(生産活動)

第13条 センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品およびサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(賃金の支払)

第14条 センターは、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を賃金として支払わなければならない。

(定員の遵守)

第15条 センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第16条 センターは、利用者の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、当該センターにおいて感染症または食中毒が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第17条 センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 センターは、職員であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第18条 センターは、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 センターは、その提供したサービスに関し、県または市町から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 センターは、県または市町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県または市町村に報告しなければならない。

5 センターは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第19条 センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(検査等)

第20条 県および市町は、センターに対し、運営状況等についての報告や資料の提

出を求め、必要な場合には実地による検査を行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 共同作業所から滋賀型地域活動支援センターへ移行した場合、移行日前日において、滋賀県障害者共同作業所設置運営要綱第3、滋賀県機能強化型障害者共同作業所設置運営要綱第3、滋賀県精神障害者共同作業所設置要綱第3に該当し、共同作業所を利用していた者については、第4条各号を満たす者とする。
- 3 重点機能型地域活動支援センターから滋賀型地域活動支援センターへ移行した場合、移行日前日において、滋賀県重点機能型センター設置事業実施要綱第4条に該当し、重点機能型地域活動支援センターを利用していた者については、第4条各号を満たす者とする。
- 4 第4条第1項第4号に定める発達障害者の利用にあたっては、滋賀型地域活動支援センターでの受入れのほか、障害者自立支援法第5条第1項に定める障害福祉サービス事業を行う事業所において一体的に受け入れることにより、本要綱に基づくサービスを提供できるものとする。（ただし、利用者の受入れにあたっては、関係法令等に照らして当該事業所の運営に支障がない場合に限る。）

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行し、平成25年度事業より適用する。